

一般社団法人インターネット広告推進協議会（JIAA）

行動ターゲティング広告ガイドライン

2009（平成 21）年 3 月制定

2010（平成 22）年 6 月改定

2014（平成 26）年 2 月改定

第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** 本ガイドラインは、インターネットユーザー（ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わない。以下「利用者」という。）のウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、一般社団法人インターネット広告推進協議会（以下「当法人」という。）の会員社が遵守すべき基本的事項を定めることにより、行動ターゲティング広告の有用性に配慮するとともに、利用者および広告主の正しい理解を得て、安心してインターネット広告を利用することができる環境を整えることを目的とする。

（適用範囲）

**第 2 条** 利用者の行動履歴情報を行動ターゲティング広告に利用する当法人の会員社が、  
**第 3 条** 号以下の各事業領域のうち複数に該当する場合には、該当する事業領域に係る活動について、当該事業領域に関する本ガイドラインの規定が当該会員社に対して適用される。

- 2 本ガイドラインは、インターネット広告ビジネスにおける広告を対象とするものであって、レコメンドなど広告以外のコンテンツの配信および会員社のその他の事業には適用されない。
- 3 会員社が行動ターゲティング広告に関して個人情報の保護に関する法律にいう「個人情報」を取り扱う場合、会員社は個人情報保護法に従う。また、「個人情報」および「個人情報」以外の利用者に関する情報の取り扱いについては、当法人が定める「プライバシーポリシー作成のためのガイドライン」に従う。
- 4 会員社が、諸外国の業界団体等の自主規制基準のうち、当法人が本ガイドラインと同等以上の内容を有すると認めるものに則っている旨を当法人に対して申し出、当法人が申し出に係る事実を正と認めた場合には、当該会員社は当該自主規制基準に従うことにより本ガイドライン第 2 章を遵守しているものとみなす。

## (定義)

**第3条** 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### 「行動履歴情報」

ウェブサイトの閲覧履歴や電子商取引サイト上での購買履歴等、それを蓄積することによって利用者の興味・嗜好の分析に供することができる情報をいう。

### 「行動ターゲティング広告」

行動履歴情報から利用者の興味・嗜好を分析して利用者を小集団(クラスター)に分類し、クラスターごとにインターネット広告を出し分けるサービスで、行動履歴情報の蓄積を伴うものをいう。

### 「掲載媒体社」

配信事業社の配信する行動ターゲティング広告を掲載するウェブサイト等を開設・設置する会員社をいう。なお、当該ウェブサイト等を通じて配信事業社が行動履歴情報を取得する場合がある。

### 「行動履歴情報提供社」

自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を取得し、その情報を配信事業社に提供する会員社または自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を配信事業社に取得させる会員社をいう。

### 「配信事業社」

行動履歴情報を利用して行動ターゲティング広告を配信する会員社をいう。

### 「広告提供事業者」

行動履歴情報提供社、配信事業社を合わせた呼称をいう。

## 第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

### (透明性の確保)

**第4条** 配信事業社は、次の各号に定める事項(第1号ないし第7号記載の事項は必須項目、第8号記載の事項は推奨項目。以下、第1号ないし第8号の事項を「告知事項」という)を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、端末機器の特性に配慮した記載にするなど、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

#### 取得の事実

対象情報を取得する事業者の氏名又は名称

取得される行動履歴情報の例示

取得方法

利用目的

保存期間

オプトアウトの手段、その他利用者関与の方法がある場合は、その方法

各社がそれぞれに留意・配慮している領域

- 2 掲載媒体社は、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称を明示するよう努力する。さらに、掲載媒体社は、行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に配信事業者の告知事項を記載したページ（当該ページへのリンクを設置した自社サイトのプライバシーポリシーなどのページを含む）へのリンクを設置するよう努力する。
- 3 行動履歴情報提供社は、自ら取得した行動履歴情報を配信事業社に提供する場合は、その旨および提供を受ける配信事業者、提供する情報の範囲を、また自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を配信事業社に取得させる場合は、その旨および情報を取得する配信事業者を、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くとともに、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、配信事業者の告知事項を記載した配信事業者サイト内のページへのリンクを設置する。
- 4 広告提供事業者は、告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。

#### （利用者関与の機会の確保）

**第5条** 広告提供事業者は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。

#### （情報提供）

**第6条** 配信事業者は、当法人の指定するアイコンを行動ターゲティング広告内または行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺に表示し、これより告知事項を記載した配信事業者サイト内のページへのリンクを設置する取り組みに協力する。

**(適正な手段による取得の確保)**

**第7条** 広告提供事業者は、行動履歴情報を適正な手段によって取得する。

**(適切な安全管理の確保)**

**第8条** 広告提供事業者は、行動履歴情報について適切な安全管理措置を講じ、これを維持する。

- 2 行動履歴情報の保存期間は、業務上正当に必要とされる期間に限る。

**(教育)**

**第9条** 広告提供事業者および掲載媒体社は、個人や企業に対して行動ターゲティング広告に関する教育を行う取り組みに参加するものとする。

- 2 広告提供事業者および掲載媒体社は、自社サイト内の広告枠を利用し、当法人のサイト上に作成された行動ターゲティング広告に関する情報提供、広報のためのページへ利用者を誘導する取り組みに協力する。

**(苦情・質問への対応体制の確保)**

**第10条** 広告提供事業者は、行動履歴情報の取り扱いに対する苦情・質問に対して、窓口を設け、適切かつ迅速な対応処理に努める。

**第3章 その他**

**(報告等)**

**第11条** 広告提供事業者および掲載媒体社は、当法人からの要請があった場合、当法人に対し、本ガイドラインの遵守状況に関する報告書を提出する。

- 2 当法人は、広告提供事業者または掲載媒体社が本ガイドラインに違反している事実を発見した場合、当該広告提供事業者または掲載媒体社に対し、是正の勧告をすることができる。

**(ガイドラインの見直し)**

**第12条** 本ガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

以上